

水戸市上下水道局告示11号

水戸市私道における下水道設置取扱要項を次のように定める。

令和2年5月14日

水戸市上下水道事業管理者 荒井 宰

## 水戸市私道における下水道設置取扱要項

### (目的)

第1条 この要項は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内の私道に面する土地に存する建築物の排水設備の設置を促進するため、当該私道に下水道を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路及び水戸市法定外公共物管理条例（平成15年水戸市条例第44号）第2条第2号に規定する認定外道路をいう。
- (2) 私道 現に交通の用に供されている公道以外の道路をいう。
- (3) 下水道 法第2条第2号に規定する下水道をいう。
- (4) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (5) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。

### (設置の要件)

第3条 下水道の設置の対象となる私道は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 私道の幅員が1.8メートル以上であり、かつ、延長が10メートル以上であること。
- (2) 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、下水道の設置及び維持管理を行うに当たり、道路の形状、下水道以外の占用物、通行の制限等による支障がないと認めるものであること。
- (3) 私道に面する土地に、当該私道を使用しなければ公共下水道に接続することができない住宅（法人が所有するものを除く。）、事業所等の建物であつて、所有者が異なるものが2以上あること。
- (4) 私道に係る土地の所有者が、市が下水道の設置及び維持管理のために当該土地を無償で使用することを承諾していること。
- (5) 下水道の設置を申請する者が、下水道の設置工事完了後、遅滞なく排水設備の設置を行う意思を有すること。

### (設置の申請)

第4条 下水道の設置を申請する者（申請する者が2人以上ある場合は、その代表者）は、私道下水道設置申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 私道下水道設置申請者名簿（様式第2号）
- (2) 私道の位置図及び平面図（下水道の設置を申請する者の住宅、事務所等の位置が分かるもの）
- (3) 私道に係る土地の所有者の私道下水道設置承諾書（様式第3号）及び印鑑登録証明書
- (4) 私道に係る土地の全部事項証明書
- (5) 私道に係る土地の公図の写し及び地積測量図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類  
（可否の決定）

第5条 管理者は、前条の規定による申請を受けたときは、必要な調査を行い、下水道の設置を決定したときは、私道下水道設置決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（下水道の廃止等）

第6条 私道の所有者は、本要項の規定により設置した下水道の全部若しくは一部の廃止又は設置替えをしようとするときは、当該下水道の廃止又は設置替えのための工事の施工について管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、私道下水道廃止等工事施工承認申請書（様式第5号）に下水道が埋設されている私道の所有者及び当該下水道の廃止又は設置替えのための工事の施工により下水道の使用に支障を来すこととなる者の当該工事の施工に係る同意書を添えて管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、適否を決定し、その結果を私道下水道廃止等工事施工承認（不承認）通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（費用負担）

第7条 前条の規定による下水道の廃止又は設置替えのための工事に要する費用は、当該申請をした者の負担とする。

（下水道の所有権等）

第8条 本要項の規定により設置した下水道は、市の所有物とする。

2 前項の下水道の維持管理は、市が行うこととする。

（補則）

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。